

事業対象国における事業実施に係る留意事項

※各スキームに関し留意事項がある国のみ掲載しております。		
国名	スキーム	留意事項
インド	案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・インド政府関係者のODA による海外渡航（日本への渡航を含む。）には、インド政府部内の承認が必要となりますが、案件化調査及び普及・実証・ビジネス化事業における同承認取得は困難であることから、本邦受入活動の実施は原則認められません。 ・事業実施において中央省庁及びその傘下機関をC/P（カウンター・パート、以下同）として想定する場合、計画した事業の実施が困難となるケースがあるため、C/Pと各州政府、市政府、大学研究機関等とすることを推奨します。
インドネシア	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシアでは内資企業保護の観点等から外資企業のビジネス展開には下記のようなハードルがある為、提案前に実情理解の上、調査内容やビジネスモデルの検討が必要です。 ・当地での現地法人立ち上げには、最低投資額 100 億ルピア（土地建物を除く）、払込資本金 25 億ルピアが必要です。また分野によってはネガティブリストにて外資の出資比率も定められています。 ・公共調達（政府を販売先）を前提としたビジネスを検討している場合、インドネシアの調達ルールに則る必要があり、外資が受注することは容易ではありません。
	案件化調査	<ul style="list-style-type: none"> ・機材を本邦へ持ち帰る前提の調査においても、省庁によって協議議事録への署名を求められるケースがあります（協議議事録の注意事項については以下普及・実証・ビジネス化事業項目参照）。
	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・普及・実証・ビジネス化事業の協議議事録署名について、以下の点からインドネシア政府との調整に時間を要することがあり留意が必要です。 ■ 協議議事録については、大統領令にて英語だけでなくインドネシア語でも作成することが求められており、両言語での作成を求められる可能性があります。（但し、同大統領令によると、両言語の解釈に相違がある場合、英語を優先するとの記載は可能） ■ 協議議事録署名について、地方政府を単独で署名者となることが認められず、分野所管の中央省庁の承認、署名が必要となります。

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 加えてインドネシアの財務省規定により、C/Pとなる中央省庁との協議議事録の署名者は大臣、もしくは大臣が署名権限を委譲した者とされており、内容の確認、合意形成に時間を要する可能性があります。そのため地方政府の関与が必要となる案件を実施する場合には、地方政府、中央政府双方との調整、承諾が必要となる為、協議議事録の調整に時間を要します。他方でインドネシアにおいては中央政府のみならず、国立大学、国営企業を署名者とすることも可能な為、C/P機関の選定はかかる時間も踏まえて検討が必要です。 ■ また中央省庁のみが署名する場合においても、一部省庁においては議事録署名の調整が非常に困難であり、時間を要する可能性があります。 <p>以上の手続きの必要性から、協議議事録署名まで場合によっては1年以上要する可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部の省庁においては機材の引き渡しにおいても調整が困難で1年程度要するケースがあり留意が必要です。
カザフスタン	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・カザフスタンにはJICA資産としての機材の持ち込みができないため、機材の輸入が前提となる提案は応募できません。機材の輸入を伴わないスキーム（基礎調査や機材輸送を想定しない案件化調査（中小企業支援型））であれば応募可能です。
スリランカ	案件化調査	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦受入活動にはスリランカ政府関係機関との協議議事録の署名が必要となるため、案件化調査においては、本邦受入活動の実施は原則認められません。
	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スリランカ政府関係機関（実施機関、主管省庁、対外援助局）から協議議事録への署名を得るためには、以下の作業が必要となりますのでご留意ください。 ■ 提案法人がアウトラインプロポーザル（英文による事業概要と製品・技術の説明を記入するもの）を作成し、事業の実施機関及びその主管省庁（以下、C/P）の了承を得る。 ■ C/Pから対外援助局（External Resources Department、以下「ERD」）にアウトラインプロポーザルを提出し、協議議事録交渉をするための了承を取り付ける。（※JICAスリランカ事務所にもERD宛書類のコピーを送付。）アウトラインプロポーザル提出から了承を得られるまでの期間の目安は2週間程度。

		<ul style="list-style-type: none"> ■ 提案法人が Project Submission Formats (PSF) を入手（提案法人と C/P で共同作成する。同時に協議議事録の協議を進める）。なお、PSF のフォーマットは国家計画局（Department of National Planning、以下「NPD」）の Web ページから入手可能。 (http://www.npd.gov.lk/index.php/en/) ■ C/P が NPD に PSF を提出し、ERD 及び財務省から了承を取り付ける。PSF 提出から了承を得られるまでの期間の目安は 1 カ月間程度。 ■ 了承を取り付けた後、スリランカ政府関係機関と協議議事録に署名する。 <p>（以上、合計で協議議事録署名まで 3 カ月程度、場合によってはそれ以上要します。）</p>
タイ	共通	<p>・ 中進国に至ってしばらく経過しているタイにおいては、大半の分野で既に先進国と同様の財とサービスの市場が出来上がり、その生産や流通においてローカル企業の多くがそれらの提供に関わっているケースが殆どである状況にあります。そのような中、既製品よりも優れた財やサービス、または日本企業独自のオンリーワンの代替材や代替サービスを提供しようとする際、既存のローカル企業との競合になります点ご留意ください。業務完了報告書にはローカル企業を含めたステークホルダー分析及びローカル企業との競合と協業の可能性を追加いただくこととなります。</p>
ネパール	普及・実証・ビジネス化事業	<p>・ 普及・実証・ビジネス化事業の協議議事録署名について、以下の点からネパール政府との調整に時間を要することがあり留意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 協議議事録署名について、地方政府を単独で署名者とすることが認められず、分野所管の中央省庁の承認、署名が必要となります。 ■ 協議議事録署名について、民間企業を署名者とすることが認められないケースがあります。 <p>以上の手続きの必要性から、協議議事録署名まで場合によっては 1 年以上要する可能性があります。</p>

パキスタン	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・パキスタンにおける基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業の現地業務を開始するためには、援助窓口官庁である経済省（Economic Affairs Division:EAD）を通じて、パキスタン連邦政府または州政府関係機関（実施機関、主管省庁）から要請書を取り付ける必要があります。これにより、採択後から契約までに通常3カ月～4カ月程度を要します（但し内容等により6カ月以上を要する場合があります）のでご注意ください。
バングラデシュ	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・2016年に発生したダッカ襲撃テロ事件以降、他国よりも条件の厳しい安全対策措置に則って活動いただいています。特に、ダッカ管区は外務省発表の危険レベル2（不要不急の渡航は止めてください）であり、渡航・滞在時には安全管理部長の承認が必要であり、現地では十分な安全対策を行うなど、安全管理に注意をして活動を進めることが必要になります。 ・安全対策措置の具体例としては、渡航時の安全対策ブリーフィングの受講（日本及び現地到着後）、地方出張時のGPS携帯携行、現場活動時の警察警護、指定ホテルへの宿泊、移動制限（日中に限る、車両移動に限るなど）、レストラン利用制限等があります。
ベトナム	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムにおける企業提案型支援事業（資機材の譲与を伴う案件）の現地業務を開始するためには、ベトナム国の政令（Decree No. 93/2009/ND-CP）及び通達（Circular No. 07/2010/TT-BKH）に即して、ベトナム国政府関係機関（事業のC/P）がその管轄機関（管轄省庁または活動地の地方人民委員会）に活動承認申請を行い、「決定書」を得る必要があります。 ・申請書類（プロジェクトドキュメント、署名済み協議議事録、等を含む）提出日から活動承認を得られるまでは、最短で20営業日を要します。なお当該日数はあくまで最短であり、C/Pの対応によっては2カ月程度、場合によっては半年以上かかる場合もございますのでご注意ください。
ミャンマー	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・公共調達（政府を販売先）を前提としたビジネスを検討している場合、ミャンマーの調達ルールに則る必要があります。また、外資が受注することは必ずしも容易ではありません。また、ミャンマーに存在しない商品・サービスの場合は、法制度（Regulation等含む）や基準（Standard）などが未整備であるため、販売が容易ではありません（加えて、制度整備などのアドバイス等を

		<p>求められるケースがあります)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー政府・地方自治体等からの支援要請に基づき応募される企業も多くあります。しかし、実際は複数の外資企業に同様の声掛けをしているケースや財源が確保されていないケースも散見されるため、必ずしも将来の販売等が約束されていない等のリスクがあることを踏まえて応募していただくようお願い致します。
	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー政府においては外資企業と MOU (Memorandum of Understanding) を結ぶためには司法長官府 (省庁の大臣を超えるレベル) からの承認を取る必要があるため、時間を要するケースが見られますのでご注意ください。
パプアニューギニア	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・パプアニューギニア (PNG) で事業を行う場合、全ての外国企業は、投資促進庁 (IPA) に投資促進調証明書を申請しなければなりません。また、投資促進法の下で PNG 国民のみに認められている事業活動があります。予め、投資促進庁に相談の上、罰則に違反しないよう留意ください。 ・詳しくは、現在更新中ですが、以下の PAPUA NEW GUINEA 投資ガイドブック (2014 年発行) をご確認ください。 https://www.jica.go.jp/png/ku57pq0000046des-att/investment_guide_ja.pdf
キューバ	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者がキューバに入国する場合、事前に査証の取得が必要であり、必要な手続きに 1 カ月以上を要します。 ・資機材等の持込みや通関に際してキューバ関係機関への申請手続き等が必要となり、特に通信機器、コンピューター機器については規制が厳しくなっています。従って業務従事者の派遣、機材の持込みについては特に余裕を持った計画をご提案願います。 ・また対キューバ米国経済制裁により、キューバとの商取引、機材の輸出入等に対し、米国政府から取引規制がかかっていますので留意願います。
ブラジル	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラジルで高額な機材を調達する場合は法人登録番号 (CNPJ) の取得が必須となり、この取得には数カ月～6 カ月程度を要します。提案企業は、外部人材としてブラジルで CNPJ を持つ現地パートナー企業を配置し、同企業を通じて機材調達を行うなど、機材調達を円滑に実施しうる体制を整えたいので、提案願います。

ボリビア	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本邦から持ち込む資機材を使用した普及・実証活動を行う場合、当国の法令上通関・輸送に10カ月程度（内容により1年以上要する場合あり）を要します。機材の輸入を含む提案の場合はスケジュール上余裕を持った計画を提案いただくことを推奨します。
メキシコ	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・機材譲与を伴う提案内容の場合、連邦政府機関と協議議事録に関する内容の合意に達するまで、6～9カ月程度、場合によっては1年以上要することがあります。C/Pを連邦政府機関とする場合、機材に関しては譲与ではなく、借料で対応することをご検討ください。 ・メキシコでは、中央省庁及びその傘下機関をC/Pとして想定する場合、各種活動の実施に政府の承認が必要となるケースが多く、その調整に多大な労力・時間を要する傾向にあります。従って、事業の円滑な実施の観点から、C/Pを各州政府、市政府、大学研究機関等とすることを推奨します。 ・各種交渉、手続き、事業実施・運営上の重要な協議について、英語での実施は一般的ではなく、スペイン語でのコミュニケーションが必須です。先方機関との協議にあたっては、スペイン語通訳の備上を推奨します。
南アフリカ共和国	普及・実証・ビジネス化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・C/Pとの協議議事録の署名には、数カ月～1年程度要する場合があります。 ・医療機器販売にかかる薬事法が2018年に公布されましたが、施行はされていません。（2020年2月現在）今後、数年以内には医療機器販売のための薬事申請をする必要が出てくる可能性があります。 ・凶悪犯罪が高水準で発生しているため、外務省海外安全情報を参考にし、事業実施エリアをご検討ください。

上記の留意事項に加え、国やC/Pによっては、協議議事録の署名に長時間を要する可能性があるため、事前にC/Pと具体的な署名プロセスについて協議を進めておくことが望まれます。